

補助金調書

補助金名	障がい者グループホーム設置費補助金			担当課 (連絡先)	保健福祉局障がい者部障がい者施設 支援課(TEL.092-711-4249)
交付先	団体	社会福祉法人等		区分	その他の補助金
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期	通年		
(公募の場合) 応募要件	障害者総合支援法第36条に基づく、障がい者グループホームを行う者として指定を受けた事業者、または指定を受けていることが見込まれる事業者であること。				
(非公募の場合) 非公募の理由					
補助開始年度	平成15	年度	経過年数	16	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	開設時の共用備品購入費、敷金・礼金等、前家賃、改修費及び消防用設備の補助により、グループホームの設置を促進するとともに障がい者のグループホームの利用の機会を拡大し、もって、障がい者の施設入所・入院から地域生活への移行を促進するもの。				
補助金の終期	平成32	年度	延長回数	1	回
終期を延長する理由	障がい者グループホームは地域における障がい者の住まいの場として重要な施策であるが、第4期福岡市障がい福祉計画において見込んだ、グループホームの必要量は、現状で未達成であり、現在もその必要性や公益性は薄れていない。 また、今後も補助による障がい者の地域生活への移行促進の効果は十分に期待できることから、本補助金の終期延長の必要性が認められるため。				
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	定額	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 1. 備品購入費…共同生活住居の共用部分で使用する備品の購入費用(上限40万円) 2. 敷金・礼金等…共同生活住居の賃貸借契約にかかる敷金及び礼金等(上限30万円) 3. 家賃…障がい者グループホームの開始前1ヶ月分の家賃(上限10万円) 4. 改修費・消防用設備…共同生活住居の改修経費(30万円未満のもの)及び消防用設備にかかる経費(上限100万円) 5. 第1, 第2, 第3及び第4にかかわらず、補助基準額の合計は150万円を超えないものとする。			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	20 件	14 件	10 件	
	15,709 千円	19,549 千円	9,901 千円	8,930 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	共同生活を営むべき住居に入居している障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を実施。				
補助金交付 による効果	グループホームの設置が進み、地域生活への移行が促進される。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。